

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員の健康管理を経営課題と位置づけ、「健康経営」に積極的に取り組むとともに、協力会社やその先の取引先（Tier N+1）に対しても健康意識の向上と職場環境改善の重要性を共有し、サプライチェーン全体での健全な働き方の実現を目指します。

災害時や繁忙期においても安定した業務遂行が可能となるよう、協力企業に対しても健康管理体制の整備、作業負担の見直し、BCPの観点からの体調管理指針等に関する情報提供や支援を行います。企業規模や系列を問わず、すべての関係者が安心して働ける環境づくりを推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

① 安全・効率を両立する現場づくりを通じ、パートナー企業の労働環境改善と生産性向上に貢献します。

仮設足場の提供を通じて、現場の安全性・作業効率の向上を追求することで、元請・下請を問わずすべての関係企業の労働環境や施工品質の改善に寄与してまいります。

② 協力会社との定期的な対話を通じて、取引条件の透明性・公正性の確保に努めます。

価格交渉や発注に関しては、急な単価変更や一方的な要請を避け、定例会議やヒアリングを実施しながら、双方にとって納得のいく条件で取引を進めます。

2025年7月14日

株式会社 笹田仮設

代表取締役 笹田 昭伍

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。